

# 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 令和2年4月1日(水)採水分より

■変更内容

## 1. 水道法の変更

○水質基準値の変更

令和2年3月25日付厚生労働省令第38号「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」(水質基準に関する省令の一部改正)第1条に基づき、六価クロム化合物の基準値が変更となります。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内記載項
六価クロム化合物	基準値	0.02 mg/L	0.05 mg/L	水道上水・原水(水道法関連) (1)基準項目 p1 飲料水(ビル管理法関連) (1)基準項目 p1

・六価クロム化合物の定量下限値は0.002mg/Lとなります。

○試料の採取及び保存の変更

令和2年3月25日付厚生労働省告示第95号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」第1条に基づき、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)別表第13イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法 3試料の採取及び保存が変更となります。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内記載項
イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析対象項目 ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・フッ素 ・塩化物イオン ・塩素酸	採取及び保存	2週間以内	24時間以内	水道上水・原水(水道法関連) (1)基準項目 p1、p2

○水質管理目標設定項目

令和2年3月30日付生食発0330第4号『水質基準に関する省令等の一部を改正する省令』に基づき厚生労働省健康局水道課長通知「水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付け健水発第1010001号)の一部改正により水質管理目標設定項目の追加、及び農薬類の目標値が変更となります。

■追加項目

検査項目	変更箇所	目標値	検査案内記載項
ペルフルオロオクタンズルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	水質管理目標設定項目追加	PFOS及びPFOAの量の和として 0.00005 mg/L(暫定)	水道上水・原水(水道法関連) (2)水質管理目標設定項目 p4

## ■農薬類目標値の変更

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内記載項
カルタップ	目標値	0.08 mg/L	0.3 mg/L	水道上水・原水（水道法関連） (4) 農薬類 p 10
ジクワット		0.01 mg/L	0.005 mg/L	水道上水・原水（水道法関連） (4) 農薬類 p 11
プロチオホス		0.007 mg/L	0.004 mg/L	水道上水・原水（水道法関連） (4) 農薬類 p 13

- ・カルタップの定量下限値は、0.003mg/Lから0.001mg/Lとなります。
- ・ジクワットの定量下限値は、0.00005mg/Lから0.0001mg/Lとなります。
- ・プロチオホスの定量下限値は、0.00004mg/Lから0.00007mg/Lとなります。

## 2. 公衆浴場における変更

令和元年9月19日付生食発0919第8号により、公衆浴場における衛生等管理要領等の改正がありました。これに伴い、検査項目の追加、検査方法及び検査項目名が変更となります。

### ■原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水

#### ○検査項目の追加

有機物の指標として、従来の「過マンガン酸カリウム消費量」若しくは「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」が基準となりました。

検査項目	検査方法	基準値	検査案内記載項
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	H15 厚生労働省告示第 261 号	3 mg/L	飲料水（ビル管理法関連）浴槽水 (1)「原湯」、「原水」、「上がり用湯」、「上がり用水」 (2)浴槽水 p4

- ・有機物（全有機炭素(TOC)の量)の定量下限値は、0.3mg/Lとなります。

注)塩化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物(全有機炭素(TOC)の量)の測定を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で、10mg/L以下となります。

#### ○検査方法の変更

検査項目	検査方法	基準値	検査案内記載項
新 大腸菌	H15 厚生労働省告示第 261 号	検出されないこと	飲料水（ビル管理法関連）浴槽水 (1)「原湯」、「原水」、「上がり用湯」、「上がり用水」 p4
旧 大腸菌群	特定酵素基質培地法		

- ・これに伴い、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の大腸菌群は廃止となります。

#### ○検査項目名の変更

検査項目	検査方法	基準値	検査案内記載項
新 pH値	H15 厚生労働省告示第 261 号	5.8以上8.6以下	飲料水（ビル管理法関連）浴槽水 (1)「原湯」、「原水」、「上がり用湯」、「上がり用水」 p4
旧 水素イオン濃度 [pH値]	電極法		

### ■浴槽水

#### ○検査項目の追加

有機物の指標として、従来の「過マンガン酸カリウム消費量」若しくは「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」が基準となりました。

検査項目	検査方法	基準値	検査案内記載項
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	H15 厚生労働省告示第 261 号	8 mg/L	飲料水（ビル管理法関連）浴槽水 (1)「原湯」、「原水」、「上がり用湯」、「上がり用水」 (2)浴槽水 p4

- ・有機物（全有機炭素(TOC)の量)の定量下限値は、0.3mg/Lとなります。

注)塩化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物(全有機炭素(TOC)の量)の測定を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で、25mg/L以下となります。

### 3. 社内分析方法の変更（計量項目）

#### ○流れ分析への変更

検査項目	計量方法	定量下限値	検査案内記載項
六価クロム 環境水（生活環境項目）	JIS K 0102 65.2.6	0.005mg/L	計量編（環境水・排水・土壌等） （1）環境基準項目 p1
六価クロム 地下水の汚染に係る環境 基準	JIS K 0102 65.2.6	0.005mg/L	計量編（環境水・排水・土壌等） （3）地下水の水質汚濁に係る 環境基準 p5
六価クロム化合物 排水・下水（健康項目）	JIS K 0102 65.2.6	0.05mg/L	計量編（環境水・排水・土壌等） （2）排水基準項目 p3
フェノール類 環境水（生活環境項目）	JIS K 0102 28.1.3	0.005mg/L	——
フェノール類含有量 排水・下水（生活環境項 目）	JIS K 0102 28.1.3	0.5mg/L	計量編（環境水・排水・土壌等） （2）（b）生活環境項目 p4
陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1.4	0.02mg/L	——

### 4. その他

#### ○見直しによる定量下限値の変更

水道法水質管理目標設定項目の農薬類における一部検査項目の定量下限値を見直しました。

検査項目	新	旧	検査案内記載項
EPN	0.00004 mg/L	0.00005 mg/L	水道上水・原水（水道法関連） （4）農薬類 p9
アセフェート	0.00006 mg/L	0.0008 mg/L	
アニロホス	0.00003 mg/L	0.00005 mg/L	
クロルピリホス	0.00003 mg/L	0.00005 mg/L	水道上水・原水（水道法関連） （4）農薬類 p10
トリクロロホン	0.00005 mg/L	0.0002 mg/L	水道上水・原水（水道法関連） （4）農薬類 p12
ピペロホス	0.000009 mg/L	0.00005 mg/L	
ピリダフェンチオン	0.00002 mg/L	0.00005 mg/L	

#### ○見直しによる検査方法の変更

食品製造用水の分析方法を見直し、一部検査方法を変更しました。

検査項目	新	旧	検査案内記載項
陰イオン界面活性剤	流れ分析法	SP	飲料水（ビル管理法関連） 食品製造用水 p10
フェノール類	流れ分析法	SP	飲料水（ビル管理法関連） 食品製造用水 p10

以上